

2025（令和7）年
10/20

鋸南地区環境衛生組合 おしらせ版(鋸南町) 保存版

◎ごみの分別（分け方・出し方）・収集体制が変わります。

初めに、お読み下さい。

鋸南町・南房総市では、効率的なごみ処理体制の構築に向け、老朽化が進むごみ処理施設の再編整備を進めております。

現在、富津市に「広域廃棄物処理施設」、南房総市検儀谷に「中継施設」の建設が進められています。

また、同施設稼働に向けて、ごみの分別や収集体制の見直しが検討されています。

その中で、鋸南地区環境衛生組合は、令和9年3月末で解散する予定としています。

ごみの出し方について

衛生組合が解散しても、基本的な対応は、これまでと同じです。

町民の皆様は、配布されたカレンダーを基に、ごみの分け方・出し方に従ってこれまでと同じ場所にごみを出して下さい。

変更点については、このおしらせ版で説明しますので、ご確認をお願いします。

◎カレンダーの配布 令和8年3月頃予定

◎分け方・出し方の配布 令和8年3月頃予定

※行政委員を通じて戸別配布します。

鋸南地区環境衛生組合の解散後は、「鋸南町」「南房総市」が責任を持って各地区の収集を行う事になります。

令和9年3月31日まで

鋸南地区
環境衛生組合
◎鋸南町
◎富山地区
◎富浦地区
◎三芳地区

南房総市
(外房地区)
◎白浜地区
◎千倉地区
◎和田地区
◎丸山地区

令和9年4月1日から

鋸南町
◎鋸南町

南房総市
◎富山地区
◎富浦地区
◎三芳地区
◎白浜地区
◎千倉地区
◎和田地区
◎丸山地区

ルールの統一化について

ごみの分別は、自治体や組織によつて異なります。鋸南地区環境衛生組合と南房総市（外房地区）では、ごみの分け方・出し方が異なりますが、令和9年4月1日以降は、現在建設中の中継施設へ搬入する事からルールの統一に向けて話し合いをしています。

- 話し合いの方向性
- 収集回数は維持する。
- 分別は、細分化が進んでいる所に合わせる。
- リサイクルの推進
- 利用者の利便性の向上

ごみの収集については、みなさんの生活に密接に関わっていることから、できるだけ早く知っていただき、スムーズに移行できるように、この時期にお知らせするものです。

◎中継施設への搬入に伴うごみの分別（分け方・出し方）の見直しについて

変更点①（有害ごみの収集を令和8年4月から行います。）

リチウムイオン電池等の処分について、多くの方から相談があります。爆発等により発火する危険がありますが、今後は生活必需品（携帯電話・タブレット・イヤホンなど）の多くに「リチウムイオン電池等」が使われる事が想定されます。そのため、月に1度、ごみステーションでの収集を行っていきます。

しかし、「有害ごみ」となりますので、捨てる際のルールを守っていただき、安全性の配慮をお願いします。「有害ごみ」は、「可燃ごみ」「不燃ごみ」令和9年4月以降から始まる予定の「プラスチック」と混在しないよう分けて下さい。（7ページを参照願います。）

変更点②（プラスチックの分別を令和9年4月から行います。）

南房総市（外房地区）で行っているプラスチックの分別について、鋸南町・南房総市（富山地区・富浦地区・三芳地区）では、令和9年4月1日から開始される予定です。

（8ページを参照願います。）

◎変更予定の分類（詳細な分類は、ごみの分け方・出し方でお知らせします。）

可燃ごみ	令和9年3月31日まで ・台所の生ごみ・紙くず・紙おむつ ・発砲スチロール・貝殻・草・枝木 ・軟質プラスチック ・製品プラスチック ・プラスチック製容器包装	令和9年4月1日から ・台所の生ごみ・紙くず・紙おむつ ・発砲スチロール・貝殻・草・枝木 ・軟質プラスチック
製品プラスチック		令和9年4月1日から ・バケツ・ポリタンク・CD ・ビデオテープなど
プラスチック製 容器包装		令和9年4月1日から ・白色トレイ・袋類・カップ類 ・チューブ類 ・ペットボトルの「ラベル」や「ふた」
空き缶	令和8年3月31日まで ・スチール缶・アルミ缶・調味料 ・食料品類 ・スプレー缶（有害ごみへ）	令和8年4月1日から ・スチール缶・アルミ缶・調味料 ・食料品類
不燃ごみ 小型家電製品	令和8年3月31日まで ・調理器具・はさみ・針金・かさ ・ハンガー・かみそりなど ・ドライヤー・DVDデッキ ・ゲーム機 ・プリンターなど（充電式は回収店へ） ・乾電池（有害ごみへ）	令和8年4月1日から ・調理器具・はさみ・針金・かさ ・ハンガー・かみそりなど ・ドライヤー・DVDデッキ ・ゲーム機 ・プリンターなど
空きびん ガラス類 ※「空きびん」「ガラス類」 は黄色の指定かごに種類別に 分けて下さい。	令和8年3月31日まで ・ジュース類・アルコール類 ・調味料・食料品類 ・ガラス・コップ・めがね・鏡・皿 ・茶碗・急須・植木鉢 ・電球・蛍光管・体温計（有害ごみへ）	令和8年4月1日から（かごで分類） ・ジュース類・アルコール類 ・調味料・食料品類
有害ごみ		令和8年4月1日から（かごで分類） ・ガラス・コップ・めがね・鏡・皿 ・茶碗・急須・植木鉢
		令和8年4月1日から ・リチウムイオン電池（劣化等していないもの） ・リチウムイオン電池等内蔵製品 ・スプレー缶・乾電池・電球・蛍光管 ・体温計など

「紙・布類」「ペットボトル」「粗大ごみ」は変更ありません。

◎収集体制の変更について

ごみの収集日が地域によって大幅に変更となります。

保田地区 令和8年4月1日～					保田地区 令和9年4月1日～				
月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
	可燃ごみ (毎週)	不燃ごみ 小型家電 (年12回)	びん ガラス せともの (隔週)	可燃ごみ (毎週)		可燃ごみ (毎週)	不燃ごみ 小型家電 (年12回)	びん ガラス せともの (隔週)	可燃ごみ (毎週)
				缶 ペットボトル (隔週)		製品 プラスチック プラスチック製 容器包装 (隔週)			缶 ペットボトル (隔週)
			有害ごみ (年12回)	紙・布類 (隔週)		有害ごみ (年12回)			紙・布類 (隔週)

勝山・佐久間地区の可燃ごみは、**月・木曜日**に変更となります。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

勝山・佐久間地区 令和8年4月1日～					勝山・佐久間地区 令和9年4月1日～				
月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
可燃ごみ (毎週)	缶 ペットボトル (隔週)	不燃ごみ 小型家電 (年12回)	可燃ごみ (毎週)		可燃ごみ (毎週)	缶 ペットボトル (隔週)	不燃ごみ 小型家電 (年12回)	可燃ごみ (毎週)	
びん ガラス せともの (隔週)	紙・布類 (隔週)		有害ごみ (年12回)		びん ガラス せともの (隔週)	紙・布類 (隔週)	製品 プラスチック プラスチック製 容器包装 (隔週)	有害ごみ (年12回)	

◎事業系ごみ（事業系一般廃棄物）について

商店・飲食店・工場等の事務所から排出される事業系ごみは、事業者の責任で処分する事が法律で定められています。

そのため、ごみステーションなどに排出した場合は、不法投棄となりますので、適正な方法で処分をお願いします。

◎適正な処分の方法

- ①大谷クリーンセンターへの直接持ち込み。（令和9年4月以降は中継施設へ）
- ②許可業者に依頼する。（持ち込み及び許可業者は、「ごみの分け方・出し方」3ページをご覧下さい。）

今後の対応について

事業系ごみと判断したものは、収集致しません。（シールに、事業系ごみと記載し、残置しますので、排出者は適正な方法で処分をお願いします。）

◎ごみ処理の広域化に伴うごみの分け方・出し方の受け入れ基準の統一及び運用の厳格化について

現在、鋸南町・南房総市・当組合は、ごみ処理の広域化に伴う中継施設へ搬入するための「ごみの分け方・出し方」について受け入れ基準の統一に向けた話し合いをしています。

ごみの分け方については、南房総市の外房地区（白浜・千倉・和田・丸山）の方が、プラスチックの分別など細分化が進んでおり、今後のごみ処理やリサイクルなどの取組を推進する上で、外房地区を基準として進めます。

そのため、令和9年4月以降は、プラスチック類（製品プラスチック・プラスチック製容器包装）をそれぞれの種類ごとにごみ袋に入れてごみステーションに排出する事になります。

なお、プラスチックの分別に使用するごみ袋は、中身を確認できる透明な袋をご利用下さい。

ごみの出し方については、外房地区では厳格に運営されており、事業系ごみや分別が不十分なものは、警告シールを貼り、収集していません。一方、当組合は、ごみステーションに排出されたごみを速やかに回収することを主に活動しておりました。今後は、鋸南町、南房総市（内房・外房）も同じ施設に搬入する事から基準も同じにする必要があります。「ごみの分け方・出し方」を守って頂き、ごみの収集や処理を円滑に行えるよう、皆様のご協力をお願い致します。

◎ごみの収集に伴う運用の厳格化について（事例）

可燃物



指定袋に入れ、きちんと口を結んでいる状態



生ごみの水切りがされていないもの



指定袋の口を閉めていないもの



不燃ごみが混ざっているもの



指定袋に入らない部分に追加の袋をガムテープなどで追加したもの

衛生面への配慮について

生ごみは放置すると腐敗して細菌やウイルスが発生し、悪臭を放ちます。

作業員が生ごみから発生した細菌やウイルスに感染し、そこから施設全体へと被害がおよんでしまうケースもありますので、水切りなどは適切に行ってください。



指定袋に入れてないもの

◎ごみの収集に伴う運用の厳格化について



◎出し方：回収用ネット
(備え付けのネットが無い場合は透明な袋でも可)

◎排出までの流れ

1. 識別マークを確認して下さい。
2. キャップを外す。
3. ラベルを剥がす。
4. 中身を捨て、水ですすぐ。
5. 汚れているものは「燃えるごみ」に出して下さい。

中身を捨てないと、ごみステーションに蜂の巣が出来る場合があります。
ごみステーションを管理している方や作業員が襲われる原因にもなります
ので、適正な方法で排出して下さい。



◎出し方：青色の指定かご

◎排出までの流れ

1. 識別マークを確認して下さい。
2. スプレー缶は除いて下さい。（有害ごみへ）
3. 中身を捨て、水ですすぐ。
4. せんべい等の大きな缶は「不燃ごみ」に出して下さい。
5. 塗料等は取り扱いできません。

「空きびん」「ガラス・せともの類」

◎出し方：黄色の指定かご

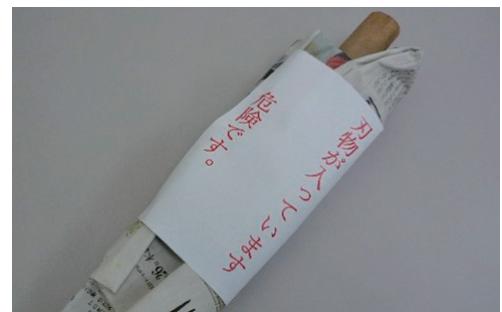
◎排出までの流れ

1. 排出する場合は、ごみステーションにて「びん」と「びん以外」にかごを分けて下さい。
2. 「化粧びん」「汚れたびん」は透明な袋に入れて下さい。
3. 中身を捨て、水ですすぐ。
4. 汚れが取れないものは、ビニール袋に入れて分ける様にして下さい。



黄色の指定かごに、「びん」「ガラス類」を種類ごとに分けて下さい。

割れ物や鋭利な物



ケガの原因になるため、新聞や袋に入れ
「危険注意など」の張り紙をする。

医療系ごみについて

※絶対捨ててはいけないもの「禁忌物」について
鋭利なもの（注射針など）

高齢化社会の進展に伴い、病院などで行われていた医療行為が在宅においても広く行われ、不要になった医薬品等が家庭ごみとして排出される事があります。

鋭利なもの、「注射針等」の危険なものは、事故につながるおそれがあります。医療機関、薬局などに引き渡しをお願いします。

取り扱い出来るもの

パックやチューブは「可燃ごみ」で出して下さい。

化粧品のびん



透明なビニール袋に入れて分ける様にして下さい。

◎リチウムイオン電池等の回収について

環境省：<http://www.env.go.jp/content/900532351.pdf>を加工して作成

リチウムイオン電池は、充電して繰り返し使え、コンパクトで軽量な電池で、モバイルバッテリー、携帯電話、電子タバコなどの充電式の機器に用いられています。

便利な物ですが、古いものや衝撃を与えたものは、出火の原因にもなっており、自宅にあるリチウムイオン電池等について、一度点検してみてはいかがでしょうか。

リチウムイオン電池が使用されている製品の具体例



◎リチウムイオン電池等の回収は、3つの方法で行います。

- ①回収対象の製品は回収協力店（ヤマダ電機・ケーズデンキ）への持ち込み
- ②資源物回収拠点への持ち込み
- ③令和8年4月からは、月に1度「有害ごみ」として収集します。（ごみステーション）

①回収対象の製品は回収協力店へ※一般社団法人JBRCのホームページで確認できます。

リチウムイオン電池等は、資源循環の観点から、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づき、製造事業者・輸入販売事業者に自主回収・再資源化の責務が課されています。そのため、自治体の負担なく処分できる回収協力店（家電量販店・ホームセンター）への持ち込みを推奨しています。

- PSEマークがあるもの
- 劣化・膨張していないもの

※回収対象品目以外の製品を持ち込むと有料になります。その場合は、資源物回収拠点へお持ち下さい。

②資源物回収拠点へ ※該当するものは「持ち込み」で対応して下さい。

- 回収協力店で断られたもの
- 劣化・膨張・高熱など、出火の危険性があるもの
- 一辺の長さが50cmを超えるもの
- 絶縁処理が出来ない方

資源物回収拠点 堤ヶ谷リーンセンター 月～金（土・日・祝日を除く 9:00～16:00）

③ごみステーションによる収集（月1回程度） 令和8年4月1日から

ごみステーションに出せるもの

- 一辺の長さが50cm未満のもの
- 絶縁処理がされているもの
- 劣化・膨張・高熱などの症状がないもの⇒危険と思われるものは、資源物回収拠点へ

出し方・注意事項について

- ごみステーションに新たに設置するペール缶（リチウムイオン電池等回収缶）に入れて下さい。
- 小型家電で、リチウムイオン電池等を分離できる場合は、取り外して下さい。
- 取り外しが出来ないものは、そのままペール缶に入れて下さい。
- ペール缶の蓋は、必ず閉めて下さい。（直射日光、雨水は発火や漏電する恐れがあります。）
- 捨てる場合は、衝撃を与えないよう、取り扱いに注意して下さい。
- 充電残量は0%にして排出をお願いします。
- 発火の恐れがありますので、収集日の直前に排出をお願いします。（前日又は当日を日安に！）



◎令和8年4月から「有害ごみ」の収集が始まります。

◎「有害ごみ」について

水銀などの有害な物質を含むものや、発火などの危険性があるものは「有害ごみ」です。

他のごみとは別に処理する必要がありますので、「可燃ごみ」「不燃ごみ」「プラスチック」などに混ぜないで下さい。

◎有害ごみの具体例

- スプレー缶・カセットボンベ・電子ライター
- 乾電池・ボタン電池・蛍光管・体温計・血圧計
- 小型充電式電池

※自動車用やバイク用、キャンプ用や非常用のバッテリーは、収集できませんので販売店にお問合せください。

- リチウムイオン等内蔵製品

6ページを参照してください。

「分別するのがめんどくさい」「少しくらい大丈夫」が大きな火災事故につながります！



「有害ごみ」による火災（令和2年2月）

スプレー缶・カセットボンベ 電子ライターの出し方

- 中身は使い切って下さい。
- 危険なので穴を開ける必要はありません。
- 火災などの事故を防ぐため、中身を出す際は、換気の良い場所、または屋外で行って下さい。

乾電池・ボタン電池の出し方

- 中身は使い切って下さい。
- 絶縁して下さい。
- 透明なビニール袋に入れて出して下さい。



蛍光管・体温計・血圧計 の出し方

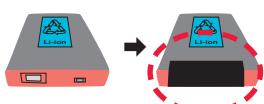
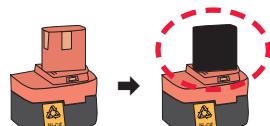
- 体温計・血圧計は透明なビニール袋に入れて出して下さい。
- 蛍光管は、購入した時に付いてくる紙カバーを付けてかごへ



小型充電式電池・リチウム イオン等内蔵製品の出し方

- 小型充電式電池は、セロテープなどを電極に貼って、絶縁して下さい。
- リチウムイオン等内蔵製品は、6ページを参考にして下さい。
- ペール缶の中に入れて下さい。

●絶縁処理の例



- セロテープ（ビニールテープ）を電極に貼って、絶縁して下さい。

◎令和9年4月から「製品プラスチック」「プラスチック製容器包装」の分別収集に伴う「お願い」「注意点」について

プラスチック収集について

■収集日の朝8時30分までに出て下さい。

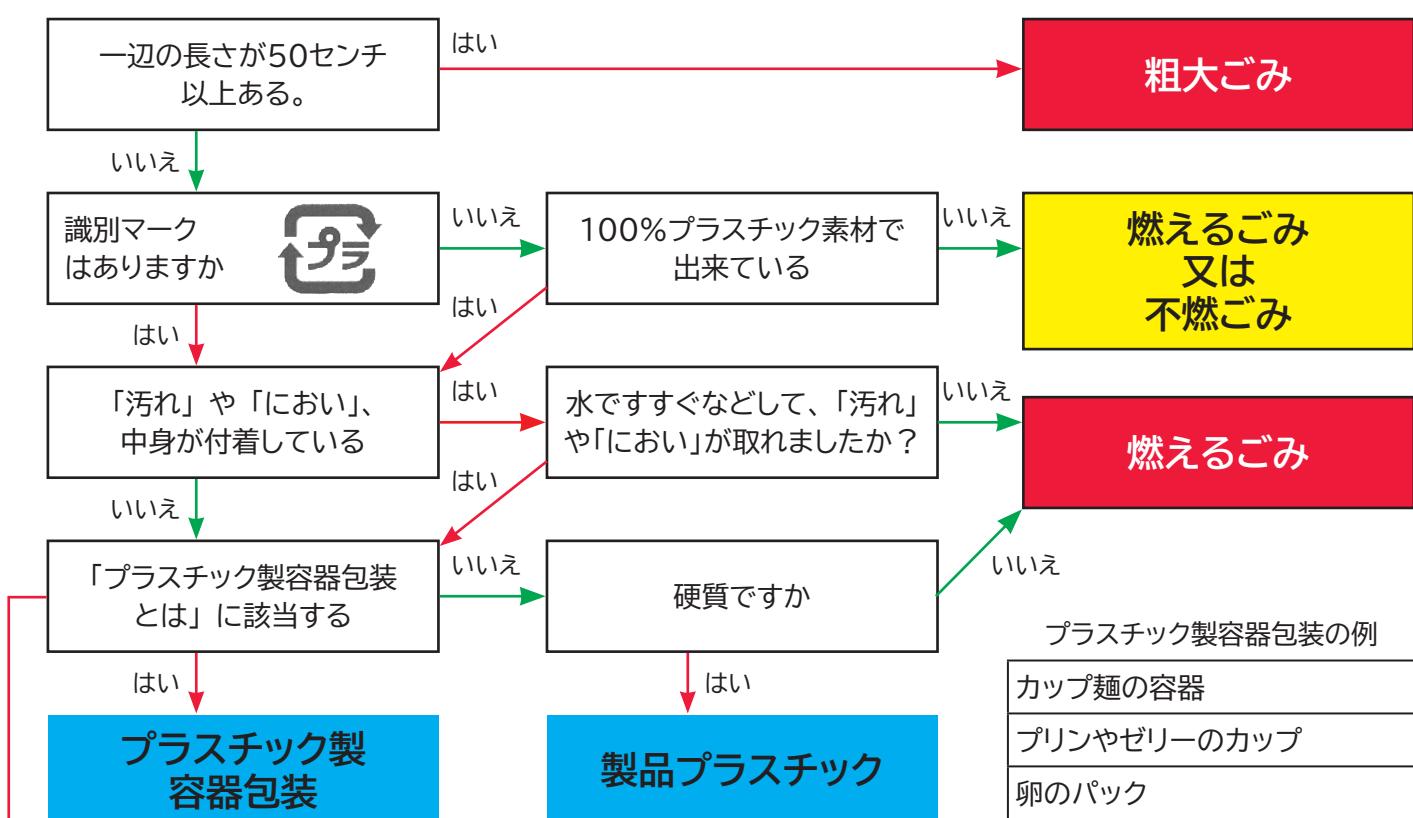
■プラスチック類（製品プラスチック・プラスチック製容器包装）は、ごみステーション＝「缶・びん・ペットボトル」と同じ場所に出て下さい。

※風による飛散防止をお願いします。

お願い・注意点

プラスチック類は、リサイクルしますので、製品の品質向上のため、水ですすいで汚れを落し、乾かす必要があります。「きれいなもの」と「汚れたもの」を混在させると「きれいなもの」もリサイクル出来なくなります。水ですすいでも汚れがひどいものは、「可燃ごみ」として出て下さい。

◎製品プラスチック・プラスチック製容器包装 確認フローチャート



◎プラスチック製容器包装の「分け方」について

◎プラスチック製容器包装（ペットボトルを除く）について



プラスチック製容器包装の例
カップ麺の容器
プリンやゼリーのカップ
卵のパック
洗剤・シャンプーのボトル
ソース、食用油などのボトル
トレイ（生鮮食品・惣菜など）
お菓子やパンの袋
マヨネーズ・ケチャップ・ハミガキ粉・わさびなどのチューブ類
ペットボトルのふた・ラベル

お問い合わせ先 鋸南地区環境衛生組合 55-0329 大谷クリーンセンター 57-2646
鋸南町建設水道課 55-2133